

東日本大震災津波伝承館条例施行規則をここに公布する。

令和元年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

東日本大震災津波伝承館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東日本大震災津波伝承館条例（平成31年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 東日本大震災津波伝承館（以下「伝承館」という。）の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

2 伝承館の館長（以下「館長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(開館時間)

第3条 伝承館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間及び入館時間を臨時に変更することができる。

(許可の申請)

第4条 条例第2条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による東日本大震災津波伝承館内行為許可申請書を館長に提出しなければならない。

(許可の条件)

第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。
- (2) 条例第2条第1項各号に掲げる行為を終了したとき、又は条例第4条の規定に基づき許可を取り消されたときは、館長の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- (3) 感染症の患者、めいいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で伝承館内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。
- (4) その他伝承館の維持管理のためにする館長の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第6条 伝承館に入館した者は、施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに館長に届け出てその指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和元年9月22日から施行する。